

(介 60)

平成 27 年 8 月 25 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年 8 月 12 日付（地 I 146）「「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（依頼）」について」においては、医療機関に長期間入院されている方等が、マイナンバー通知カードを入院先で受け取りを希望する際の取り扱いにつき、ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省老健局より、介護保険施設等に長期間入所されている方等が、マイナンバー通知カードを入所先で受け取りを希望する際の取り扱いについて都道府県医師会行政宛てに通知され、本会に対しても周知協力依頼がありました。

取り扱いにつきましては、先般お送りした上記通知と同様であり、本年 10 月 5 日以降、長期間の入所等が見込まれながら、入所等期間中は住所地を介護保険施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に居住者が不在であることからマイナンバー通知カードを受け取ることができない方については、ご本人や代理の方から住所地がある市区町村に対して、本年 9 月 25 日までに必要事項を記入した居所情報登録申請書を提出することにより、入所等先でマイナンバー通知カードを受け取ることが可能となります。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会および会員への周知、ご協力いただきたくご高配の程宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（依頼）

(平 27. 8. 17 老総発 0817 第 3 号、老高発 0817 第 2 号、老健発 0817 第 2 号、厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、老人保健課長 通知)